

「さつき平地区」地区計画の概要

計画決定：平成 2 年 12 月 21 日

計画変更 : 平成20年 9月19日

地区の区分	地区の区分	区 分 の 名 称	A 地 区	B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区	F 地 区	
		用 途 地 域 (建ぺい率／容積率)	第一種中高層住居専用地域 (6 0 ／ 2 0 0)		近隣商業地域 (8 0 ／ 2 0 0)		第一種中高層住居専用地域 (6 0 ／ 2 0 0)		
		区 分 の 面 積	約 1 4 . 5 h a	約 4 . 2 h a	約 2 . 2 h a	約 1 . 2 h a	約 0 . 1 h a	約 0 . 2 h a	
	建 築 物 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築できません。							
		①共同住宅 ②巡査派出所、 公衆電話所等 公共公益施設 ③公民館、集会場及び これに類するもの ④上記の附属する 建築物	①小学校 ②保育園 ③幼稚園 ④上記の附属する 建築物	①店舗・飲食店 ②郵便局・診療所 等公共公益施設 ③水泳場・体育館及び カルチャーセンター に供する建築物 ④上記の附属する 建築物	①自動車庫の 用に供する建築物 ②共同住宅に 附属する建築物	①共同住宅 ②店舗 ③上記の附属する 建築物	①第二種低層住居専用地域に建築できる建築物 (建築基準法別表第二 (ろ) 項に掲げる建築物) (住宅、店舗等の床面積が 1 5 0 m ² 以下の日用品販売店舗等)		
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度						1 1 5 m ²		
	壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とします。					建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は高さ2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は0.7m以上とします。 ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。 1 建築物の部分で外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内であるもの 3 自動車庫等の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が20m ² 以内であるもの 4 出窓で、床面からの高さが0.3m以上で、かつ、周囲の外壁面からの水平距離が0.5m以下であるもの 5 法令及び条例に特別の定めのあるもの		
	建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度						建築物の高さは 1 0 m以下、軒の高さは 7 m以下とします。		
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	建築物の屋根及び外壁の色彩は原色刺激的な色を除き地区の環境に調和したものとします。							
	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限						道路に面する側に垣又はさくを設置する場合の構造は、次に掲げるいずれかのものとします。 ただし、ごみ集積場の囲い、門柱等はこの限りではありません。 1 生垣、竹垣（基礎を設置する場合は、宅地の地盤面からの高さを0.6m以下とします） 2 宅地の地盤面からの高さが0.6m以下の基礎部分の上に、植栽又は透視可能なフェンス等を施したもの 3 1又は2以外の構造の場合で、道路側に幅1.0m以上の植栽帯を設置したもの		